

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊總第237号

令和6年7月12日

## 警察活動における暑熱対策品の活用等について（通達）

警察活動における暑熱対策については、「警察活動における暑熱対策の推進について（通達）」（令和6年6月3日付け熊總第189号）に基づき取組が進められているところ、本対策を適切に講ずることは、警察職員の命や健康を守り、警察活動の能率的な遂行を確保する観点から極めて重要である。

については、下記のとおり、警察活動における暑熱対策品の活用基準等を明確化したので、各位にあっては、適切な運用に努められたい。

### 記

#### 1 目的

職員が、暑熱対策に資する物品（以下「暑熱対策品」という。）を活用することにより、夏季における警察活動中の熱中症や体調不良となる事案を防ぎ、職員の命や健康を守るほか、警察活動の能率的な遂行を確保することを目的とする。

#### 2 対象職員

警察活動を行う全ての職員

#### 3 暑熱対策品の活用

##### （1）基本的な考え方

暑熱対策品の活用・装着に当たっては、警察職員としての品位を損なうことなく、制服等に調和した端正な外見となるよう努めるとともに、受傷事故防止に十分配意すること。

##### （2）暑熱対策品の具体例

冷却ネックリング、冷却タオル、冷却ベスト、ドリンクホルダー、保冷剤、携帯扇風機等

##### （3）暑熱対策品の仕様等

職員が活用する暑熱対策品については、以下に掲げる仕様及び装着方法（以下「仕様等」という。）を遵守すること。

なお、暑熱対策品の仕様等の基準は、別紙のとおりとする。

ア 華美又は奇異な色調や形状でないもの

イ 制服、活動服、特殊被服等（以下「制服等」という。）を着用している場合は、制服等が判別不能とならないもの

ウ 装着する装備品の取り出しを妨げ、若しくは機能を害しないもの

エ 着脱が容易であるなど、受傷事故防止に配意した装着方法が可能なもの

オ その他従事する警察活動に支障が生じないもの

#### 4 上司による事前承認

装着する暑熱対策品は、その仕様等について、事前に直属の上司（警部以上の階級（同相当職を含む。）の職員に限る。）の承認を得たものであること。

## 5 留意事項

暑熱対策品の活用に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 暑熱対策品の活用に当たっては、熊本県警察職員の服務に関する訓令（昭和37年熊本県警察本部訓令甲第32号）を遵守し、警察職員としてふさわしい品位の保持に努めること。
- (2) 服装の斉一を指示された場合は、暑熱対策品を装着しないこと。
- (3) 4により、直属の上司が承認した暑熱対策品に係る着脱の判断は、当該暑熱対策品を活用する職員により、警察活動の内容に応じて適宜行うこと。
- (4) 職員が装着する暑熱対策品は、原則として、職員個人で準備すること。
- (5) 暑熱環境下における県民への応接に当たっては、当該県民も職員と同様の環境下にあることを認識し、職員のみの暑熱対策に終始することのないよう配慮すること。

## 6 コンビニエンスストア等における飲料水等の購入

制服等を着用していた場合であっても、警察活動を通じて、暑熱対策のため、コンビニエンスストア等の店舗に立ち寄り飲料水等を購入することは差し支えない。

ただし、購入する物品について、県民に誤解が生じることのないよう留意するとともに、警戒や防犯指導を兼ねた立ち寄りであることを認識すること。

## 別 紙

### 暑熱対策品の仕様等の基準

共 通	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 華美又は奇異な色調や形状でないもの</li> <li><input type="radio"/> 制服、特殊被服等を着用していることが判別不能とならないもの</li> <li><input type="radio"/> 装着する装備品の取り出しを妨げ、若しくは機能を害しないもの</li> <li><input type="radio"/> 着脱が容易であるなど、受傷事故防止に配意した装着方法が可能なものの</li> <li><input type="radio"/> 従事する警察活動に支障が生じないもの</li> <li><input type="radio"/> 事前に直属の上司の承認を得たもの</li> </ul>
-----	--

暑熱対策品の具体例	仕様等の基準
冷却ネックリング	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 白色、黒色、青色又は紺色系統のものであること。</li> </ul>
冷却タオル	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 白色、黒色、青色又は紺色系統のものであること。</li> <li><input type="radio"/> 首に掛けて使用する場合は、末端を着衣、耐刃防護衣等の内側に収納すること。</li> <li><input type="radio"/> 襟元から大幅に外部に露出しないこと。</li> </ul>
冷却ベスト	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 白色、黒色、青色又は紺色系統のものであること。</li> <li><input type="radio"/> 着衣、耐刃防護衣等の内側に装着し、大幅に外部に露出しないこと。</li> </ul>
ドリンクホルダー	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 黒色又は紺色系統のものであること。</li> <li><input type="radio"/> ベルト、帯革等に装着できるものであること。</li> <li><input type="radio"/> 飲料物（ペットボトルや水筒等）全体を覆う形状（飲み口部分は除く。）で、活動に支障のない大きさ（ペットボトル500ml程度）のものであること。</li> <li><input type="radio"/> 帯革に装着する際は、拳銃、警棒、手錠の取り出しに支障のない位置に固定すること。</li> </ul>
保冷剤	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 着衣、耐刃防護衣等の内側に装着又はポケットに収納できる形状のものであること。</li> <li><input type="radio"/> 手に把持する必要がないものであること。</li> </ul>
携帯扇風機	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 白色、黒色、青色又は紺色系統のものであること（ストラップの色を含む。）。</li> <li><input type="radio"/> 携帯扇風機本体が、着衣、耐刃防護衣等の内側に装着又はポケットに収納できるものであること。</li> <li><input type="radio"/> 首に掛けるなど、手に把持する必要がないものであること。</li> </ul>
その他	上記「仕様等の基準」を踏まえたものであること。